

7 被災事業者が、被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することとなつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することにより消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることができないこととなる課税期間に限る。）に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

8 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする者が、同項の規定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

9 消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災

事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項の規定は、適用しない。

10 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする者が、同条第五項の規定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第七項の規定を適用する。

11 第八項又は前項の届出書を提出した被災事業者がその提出前に消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合におけるこれらの規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条第一項中「連続式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第八十七条の二中「平成十八年五月一日以後に」を削り、同条第一号中「九度」を「十一度」に、「八

万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「九度」を「十一度」に、「八万円」を「十万円」に、「八度」を「十度」に改める。

第八十七条の三及び第八十七条の四を削る。

第八十七条の五第一項中「平成二十九年三月三十一日までに」を削り、「の規定及び第八十七条の二」を「及び前条」に改め、同条を第八十七条の三とする。

第八十七条の六第一項中「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六」に改め、同条を第八十七条の四とする。

第八十七条の七を第八十七条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）

第八十七条の六 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者（以下この条において「非居住者」という。）に対し、政令で定める酒類で輸出するため政令で定める方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした輸出酒類販売場を經營する酒類製造者が、当該酒類が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的な方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を保存せず、又は当該移出をした日の属する月分の酒税法第三十条の二第一項若しくは第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該酒類が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該酒類が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録を保存することができなかつたこと若しくは当該政令で定める書類を添付することができなかつたことを当該酒類製造者が証明した場合は、この限りでない。

3 輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者を

いう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該酒類を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該酒類を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該酒類の移出についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

4 第一項に規定する酒類で非居住者が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内（この法律の施行地をいう。次項及び第六項において同じ。）において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該酒類を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において「譲渡等」という。）をしてはならない。ただし、当該酒類の譲渡等をするにつきやむを得ない事情がある場合において、当該酒類の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 国内において前項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡等がされたときは当該酒類を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該酒類を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該酒類の移出についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

6 第三項本文の規定の適用がある酒類に係る酒税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とし、前項本文の規定の適用がある酒類に係る酒税の納税地は、国内において第四項に規定する酒類の譲渡等があつた時（同項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡等又は承認に係る酒類の所在場所とする。

7 第一項から第四項までに規定する輸出酒類販売場とは、第一号に掲げる酒類製造者の経営する第二号に掲げる酒類の製造場であつて、非居住者に対し第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができるものとして、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許

可を受けた販売場をいう。

一 酒類製造者（酒税法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項の規定により酒類製造者とみなされた者並びに第九項又は第十項の規定により輸出酒類販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者を除く。）のうち、輸出酒類販売場を經營することについて特に不適當と認められる事情がない者

二 酒類の製造場（酒税法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所にあつては、政令で定める場所に限る。以下この項及び次項において同じ。）のうち、輸出品販売場（消費税法第八条第六項に規定する輸出品販売場をいう。第九項において同じ。）である酒類の製造場

8 酒類製造者の經營する酒類の販売場（酒税法第九条第一項に規定する販売業免許を受けた販売場をいう。以下この項において同じ。）が当該酒類製造者の酒類の製造場に近接することその他の政令で定める要件を満たす場合には、当該酒類の販売場を酒類の製造場とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、酒類の製造場とみなされた酒類の販売場が前項の許可を受けたときにおける同法（第

二章を除く。)その他酒税に関する法令の規定の適用については、当該許可を受けた酒類の販売場と当該酒類の製造場は一の酒類の製造場とみなす。

9 税務署長は、輸出酒類販売場(第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この項、次項及び第十三項において同じ。)につき消費税法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可が取り消された場合には、当該輸出酒類販売場に係る第七項の許可を取り消すものとする。

10 税務署長は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が酒税に関する法令の規定に違反した場合又は輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不相当と認められる場合には、当該輸出酒類販売場に係る第七項の許可を取り消すことができる。

11 国税通則法第七十四条の四第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。)及び第二項並びに第七十四条の七から第七十四条の十一まで並びに第七十四条の十三の規定は第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者について、同法第七十四条の四第三項、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引が

あると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。））、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この項及び第三項において「免税酒類に係る納税義務者等」という。）」と、「これらの者」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、同項第四号中「酒類の販売業者又は特例輸入者が所持する酒類」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等が所持する租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けた酒類」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるの

は「租税特別措置法第八十七条の六第四項に規定する酒類の同項に規定する譲渡等（次号において「免税酒類の譲渡等」という。）」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料」とあるのは「免税酒類の譲渡等に係る容器」と、同条第二項中「前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料」とあるのは「前項第四号に掲げる酒類」と、「これらの物件又はその原料」とあるのは「当該酒類」と、同条第三項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、「これらの者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

12 前項の規定により国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項の規定が準用される第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者は同条第一項に規定する酒類製造者等とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第三項の規定が準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認めら

れる者と取引があると認められる者は同条第三項に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、それぞれ適用する。

13 輸出酒類販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項に規定する酒類の譲渡等をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

15 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十七条の七 削除

第八十七条の八第四項中「（昭和三十三年法律第二十六号）」を削り、「酒類製造者（」を「酒類製造者等（酒類製造者（」に改め、「第四号において同じ。」の下に「をいう。第三項において同じ。」を加え、同条第五項中「、同法」を「、酒税法」に、「第二百二十七条」を「第二百二十八条」に、「第二百二

十九条」を「第三百十条」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十九条第四項第一号中「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第十項及び第十一項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項中「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改め、「以下」を削り、同表揮発油税法第十七条第二項の項及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項の項中「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改める。

第八十九条の二第七項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同条第十項中「特定石油化学製品」を「特定石油化学製品」に、「の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について」を「第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ」に、「あるのは「特定石油化学製品」と、同号口」を「あり、並びに同号口」に改め、同条第十一項中「は、」を「」は」に、「同法」を

「同法」に、「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、同項の規定により同法第七十四条の五第二号二の規定が準用される同項の特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、それぞれ」に改める。

第八十九条の三第四項中「第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第五項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「同法」を「同法」に、「第二百二十七条（第二号及び第

三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号二の規定が準用される同項の揮発油を移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の揮発油を移入した者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改め、同条第七項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第八十九条の四第二項中「第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し前項の規定の適用を受けた揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（二を除

く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「同法」を「同法」に、「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第二百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号二の規定が準用される同項の揮発油を同項の場所に移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。）及び第二百三十条の規定を、それぞれ」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第九十条第四項中「第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した

者と取引があると認められる者について」を加え、同条第五項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「同法」を「同法」に、「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号二の規定が準用される同項のみなし揮発油を移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項のみなし揮発油を移入した者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の二第二項中「第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業

に關し前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（二を除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「同法」を「同法」に、「第二百七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号二の規定が準用される同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、それぞれ」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第九十条の三の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の

下に「同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ」を、「ロに規定する」の下に「原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「」を加え、同条第三項中「は、」を「は」に、「同法」を「同法」に、「第二百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)」及び第二百二十九条の規定を」を「第二百二十八条(第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。)」及び第三百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条

(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。) 及び第百三十条の規定を、それ
ぞれ」に改める。

第九十条の三の四の見出しを「(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合
の石油石炭税の還付)」に改め、同条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十
一日」に改め、「調製品」の下に「採取場から移出された石油石炭税課税済みのガス状炭化水素」を、
「の石油製品」の下に「ガス状炭化水素及び石炭」を加え、「特定用途石油製品」を「特定用途石油製
品等」に、「第九十条の三の二第一号に定める税率」を「第九十条の三の二の規定」に、「第九条第一号
に定める税率」を「第九条の規定」に改め、「金額」の下に「(政令で定めるガス状炭化水素にあつて
は、政令で定めるところにより計算した金額)」を加え、「製造者又は」を「製造者、当該特定用途石油
製品等を採取場から移出した採取者又は」に改め、同項の表に次のように加える。

六 苛性ソーダの製造業を営む 者(当該苛性ソーダの製造業 を営む者に電気を供給する者	重油、天然ガス(関税率法別 表第二七一・一一号又は第二 七一・二二号に掲げる天然ガ	発電(苛性ソーダの製造に使用 する電気に係るものに限る。)
--	---	----------------------------------

であつて、当該苛性ソーダの製造業を営む者と政令で定める特別の関係がある者を含む。）

スをいう。）又は石炭

第九十条の三の四第三項中「特定用途石油製品を」を「特定用途石油製品等を」に、「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等の」に、「特定用途石油製品（」を「特定用途石油製品等（」に、「特定用途石油製品」という」を「特定用途石油製品等」という」に、「規定する石油製品」を「規定する特定用途石油製品等」に、「あるのは「特定用途石油製品」と、」を「あり、及び」に、「特定用途石油製品」と読み替える」を「特定用途石油製品等」と読み替える」に改め、同条第四項中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に、「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第二百三十条」に改める。

第九十条の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第